

議案第 15 号

淡路市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市青少年問題協議会条例の一部を次のように改正する。

平成 31 年 3 月 1 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

淡路市青少年問題協議会条例（平成 17 年淡路市条例第 104 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「教育部青少年育成課」を「教育部社会教育課」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

淡路市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(庶務) 第 8 条 協議会の庶務は、<u>教育部青少年育成課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第 8 条 協議会の庶務は、<u>教育部社会教育課</u>において処理する。</p>